

**久喜市**  
**中学校・義務教育学校（後期課程）**  
**水泳学習実施に係るガイドライン**

**令和8年4月**  
**久喜市教育委員会**

## < 目次 >

はじめに	1
<b>第1 水泳学習実施の背景</b>	<b>2</b>
1 水泳学習の全国的な広がり	
2 現行の学習指導要領に至るまでの水泳学習の取り扱いの経緯	
3 現行の学習指導要領上の水泳学習についての取り扱い	
4 小・中学校9年間の系統性	
<b>第2 本市における現状と課題</b>	<b>6</b>
1 学校水泳施設	
2 水泳学習実施に要する費用	
3 先行実施した校外の水泳施設を使用した水泳学習の実績	
4 気候の変動	
5 水泳学習における安全管理に関する教員の業務	
<b>第3 本市の水泳学習にかかる基本的な考え方</b>	<b>11</b>
1 目的	
2 基本的な考え方と方針、方向性	
<b>第4 具体の方策</b>	<b>12</b>
1 各方針・方向性を受けた方策	
<b>第5 本ガイドラインの運用</b>	<b>13</b>
<b>第6 参考文献・参考資料</b>	<b>14</b>

## はじめに

---

### ガイドラインの策定に当たって

学校における夏季の水泳学習は、体力向上や水難事故防止に向けた資質・能力の育成において重要な役割を担ってきました。しかし、近年の地球温暖化による気候の変動や、学校水泳施設の老朽化が進んでおり、水泳学習を計画通りに実施できないことが年々増えてきています。

水泳学習は、泳法を習得すること、水辺の安全を確保する資質・能力を育むこと、そして生涯にわたって主体的に水と親しむこと等を通して、生徒の心身の健やかな成長のために必要な教育活動です。

本ガイドラインは、今後も、持続可能な「水泳学習」を進めるため、水泳学習の現状と課題を整理・分析し、今後の水泳学習の基本的な考え方と方向性を示すものです。

## 第1 水泳学習実施の背景

### 1 水泳学習の全国的な広がり

1872年（明治5年）「学制」が公布されて以降、我が国で全国的に水泳学習が広まったのは、昭和30年に香川県沖で修学旅行中に小中学生168人が犠牲となった連絡船沈没事故と言われており、これを契機に全国で学校水泳施設を建設し、児童及び生徒に水泳学習を実施する動きが広まりました。

その後、昭和36年にスポーツ振興法が制定され、スポーツ施設整備を促進するという法の主旨を受けて、国による水泳プール（学校水泳施設）の建設に対する補助が定められたことなどから、小学校及び中学校に同時期に自校の水泳施設が建設され、児童及び生徒の水泳指導の充実がなされました。

### 2 現行の学習指導要領に至るまでの水泳学習についての取り扱いの経緯

年	学習指導要領 等	概要
1947年 （昭和22年）	「学校体育指導要綱」	領域「遊戯」の中に「水泳」が初めて位置付けられました。当時は、自校の水泳施設が極めて少なかったため、海や川での活動が想定されていました。 その後、紫雲丸沈没事故（1955年）などを背景に、水難事故防止への意識が高まりました。
1951年 （昭和26年）	中学校「学習指導要領」保健体育科体育編	領域「運動」の中に「水泳」が初めて位置付けられました。当時は、「泳」「飛びこみ」「水泳心得」の内容でした。
1958年 （昭和33年）	小学校「学習指導要領」改訂	領域「F その他の運動」の中に「水遊び」（第1～3学年）、「水泳」（第4～6学年）が位置付けられました。
	中学校「学習指導要領」改訂	第7節 保健体育 内容の中に「水泳」が位置付けられました。
1968年 （昭和43年）	小学校「学習指導要領」改訂	領域に「水泳」（全学年）が位置付けられました。また、全国的に学校水泳施設の建設が進みました。
1969年 （昭和44年）	中学校「学習指導要領付 学校教育法施行規則（抄）」	体育分野に「D 水泳」（全学年）が位置付けられました。
1977年 （昭和52年）	中学校「学習指導要領付 学校教育法施行規則（抄）」	B個人的スポーツ「水泳」が位置付けられ、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り扱うこと、という内容が示されました。
1989年 （平成元年）	小学校「学習指導要領」改訂	低学年では領域「A 基本の運動」の中に「水遊び」、中・高学年では「D 水泳」といったように、発達段階に応じた内容が示されました。

1998年 (平成10年)	中学校「学習指導要領付 学校教育法施行規則(抄)」	「D 水泳」が位置づけられました。また、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げる、また、保健分野の応急手当との関連を図ることという内容が示されました。
2008年 (平成20年)	小学校「学習指導要領」改訂	低学年では領域「D 水遊び」、中学年では「D 浮く・泳ぐ運動」、高学年では「D 水泳」といったように、2年間の発達段階に応じた内容が示されました。

### 3 現行の学習指導要領上の水泳学習についての取り扱い

小学校第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年については、新たに領域名を「水泳運動」とし、内容を「クロール」、「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」で構成されています。

加えて、適切な水泳場の確保が困難な場合には、「水遊び」及び「水泳運動」を取り扱わないことができますが、これらを安全に行うための心得については、必ず取り上げることを、従前どおり「指導計画の作成と内容の取扱い」に示してあります。

【小学校学習指導要領 第2章 各教科

第9節 体育 第2 各学年の目標及び内容 「2 内容」より】

#### (第1学年及び第2学年) 「D 水遊び」

水遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
  - ア 水の中を移動する運動遊びでは、水につかって歩いたり走ったりすること。
  - イ もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。
- (2) 水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

#### (第3学年及び第4学年) 「D 水泳運動」

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
  - ア 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
  - イ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。
- (2) 自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

### **(第5学年及び第6学年) 「D 水泳運動」**

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。
  - ア クロールでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
  - イ 平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
  - ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。
- (2) 自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

## 【中学校学習指導要領 第2章 各教科

### 第7節 保健体育 第2 各分野の目標及び内容 「2 内容」より】

#### **(体育分野 第1学年及び第2学年) 「D 水泳」**

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。
  - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。
  - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。
  - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
  - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
- (2) 泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。

#### **(体育分野 第3学年) 「D 水泳」**

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。
  - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
  - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
  - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
  - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
  - オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。
- (2) 泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとするなど、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。

(内容の取扱い)

エ 「D 水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

#### 4 小・中学校9年間の系統性

小学校では、低学年で「水遊び」、中学年から高学年で「水泳運動」として段階的に水に慣れ親しみ、基礎的な動きを身につけることが重視されています。

中学校では、その小学校での既習事項を土台に、より具体的な泳法の習得や、記録の向上、小学校から継続して進められている安全に配慮した行動につながる実践力、生涯にわたる運動習慣へとより発展的に学習が広がっていきます。

## 第2 本市における現状と課題

### 1 学校水泳施設

#### (1)現状

学校水泳施設は、建設から数十年が経過し、老朽化が深刻な問題となっています。中学校（9校）及び義務教育学校（1校）の学校水泳施設の築年数や現在の状況については以下の通りとなっています。

学校名	築年数	自校水泳施設を使用するために想定される措置等
久喜中学校	50年以上	改築（※1）・全面改修（※2）が必要
久喜南中学校	50年以上	改築・全面改修が必要
久喜東中学校	40年以上	改築・全面改修が必要
太東中学校	40年以上	修繕（※3）が必要
菖蒲中学校		設置なし
栗橋東中学校	40年以上	改築・全面改修が必要
栗橋西中学校	60年以上	改築・全面改修が必要
鷺宮中学校		設置なし
鷺宮東中学校		設置なし
鷺宮西小中学校		設置なし

※1 改築 : 既存の建物を一度解体し、同じ敷地に改めて建て直すこと。

※2 全面改修 : プール全体、または主要な構成要素を一新すること。

※3 修繕 : 使用するために、部分的な補修をすること。

#### (2)課題

すべての学校で、修繕や改築、全面改修等が必要な状況となっており、自校の水泳施設で水泳学習を実施するためには課題があります。自校での実施に向けては、修繕・改築・全面改修、または、新たに設置することが必要な状況です。

安全面、費用面等を多角的に判断し、校外も含めて実施可能な水泳施設を検討する必要があります。

### 2 水泳学習実施に要する費用

#### (1)現状

##### ア 自校の学校水泳施設を維持し、実施する場合

現時点で各校に設置されている学校水泳施設の状況は多様です。その中で、自校で水泳学習を実施・再開しようとした場合、施設の維持に係る費用を試算すると、以下の通りです。

(試算：学校施設課)

## ○自校で水泳学習を実施・再開する場合の施設の維持に係る費用

- |  |
|--|
| ①一度全面改修を実施し、10年ごとに大規模な改修を行い使い続けた場合<br>⇒ 1校当たり 約 1,000万円/年  |
| ②既存施設を解体・改築し、10年ごとに大規模な改修を行い使い続けた場合<br>⇒ 1校当たり 約 1,350万円/年 |

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第十五号）において、学校の水泳プールの耐用年数は30年と定められている。そのため、上記の金額は、30年間でかかるそれぞれの費用から算出した。

## イ 校外の水泳施設を使用し、実施する場合

一部の学校では、水泳授業を外部に委託し校外水泳施設を使用して水泳学習を実施しています。費用は以下の通りです。

【令和6年度 実績値より】 ※1回2時間扱い×4日間（計8授業時数）実施した際の費用
・久喜中学校 【482名】：約350万円/年
・久喜南中学校 【164名】：約135万円/年
・久喜東中学校 【268名】：約190万円/年

各校の生徒数の違いから、費用に差が生じていますが、1校あたりおよそ135～350万円となっています。

契約内容については、いずれも施設利用料だけでなく、指導者委託料・送迎バス運行料を含めた契約となっています。

## (2)課題

市内中学校において、自校の学校水泳施設を維持し、水泳学習を実施しようとした場合、修繕や改修等により多額の費用がかかります。

## 3 先行実施した校外の水泳施設を使用した水泳学習の実績

### (1)先行実施の状況

本市では令和4年度より先行的に外部委託による水泳学習を実施してきました。実施の内容は次のとおりです。

#### 【 外部委託による水泳学習の実施状況 】

年度	実施校（対象生徒数）	委託先
令和4年度	久喜南中学校（181名）	ティップネス久喜 （現：セントラルウェルネスクラブ 24久喜の場所）
令和5年度	久喜南中学校（186名）	埼玉スウィンスイミングスクール鷺宮
令和6年度	久喜中学校（482名） 久喜南中学校（164名） 久喜東中学校（268名）	セントラルウェルネスクラブ24久喜

令和7年度	久喜中学校 (274名) 久喜南中学校 (151名) 久喜東中学校 (282名)	セントラルウェルネスクラブ24久喜
-------	--	-------------------

外部委託による水泳学習を行った生徒・教職員からのアンケート結果の概況は以下の通りです。

<参加した生徒の評価>

- 授業が楽しかった。
- 泳ぎ方のポイントが分かった。
- 苦手な意識がなくなった。
- 今後も外部施設で水泳授業をやりたい。
- 次年度も「もっと上手になりたい」と意欲をもつことができた。

<実施した学校の教員の評価>

- 屋内の水泳施設なので、気温や天候に左右されることがなく実施することができた。
- 実施できたことで、急な時間割の変更等が必要なかった。
- 維持管理や安全管理の負担がなく、他の業務に専念することができた。
- ▲移動時間がかかるので、他教科との調整が難しかった。
- ▲実施時期によっては、実施後のバス移動等で髪が乾き切っておらず風邪を引いてしまう恐れがあった。
- ▲多くの教員の引率が必要となり、人的負担が出てしまっている。

外部委託による水泳学習を実施したところ、生徒や教員の実施後のアンケートからは肯定的な回答が多く見られました。

(2)課題

外部委託による水泳学習を実施した学校の生徒及び教員からは概ね肯定的に評価されているものの、学校から施設までの距離や、学校の規模によって、移動時間・実施時期・引率教員の配置等の調整が困難な状況があります。

4 気候の変動

(1)現状

気象庁のデータによると、令和7年6・7月の月平均気温は、統計を開始した1898年以降最も高くなっており、今後も地球温暖化により気温が上昇する傾向にあることが予想されています。現在、学校では、高い気温による熱中症に留意しながら水泳学習を実施しています。

また、強い日差しによる日焼けややけど防止の観点から、近年の学校体育における水泳学習では「ラッシュガード」や「サンダル」の着用を呼びかける学校も増えてきています。

令和7年度に自校で水泳学習を実施した学校に対して行ったアンケート調査の結果は、次の通りです。

【暑さによって水泳学習を変更や中止した学校数及び割合】調査時期：令和7年9月  
 (母数22校は、小学校も含め、自校に使用できる水泳施設がある学校数)

	学校数	割合
暑さによって水泳学習を変更や中止した学校	19校/22校	86.4%

気候が変化したことで、学校側が配慮することや保護者への協力を呼び掛けることが以前より増えています。

各校では、熱中症指数(WBGT)の数値をもって、屋外での活動の可否判断の基準としていますが、水泳学習においても、指数が高く計画していた時間を実施できず予定を変更することが年々増えてきています。

本市の独自の調査によると、令和7年度に暑さによって水泳学習を変更や中止した学校は全体の86.4%となっています。

## (2)課題

天候(降雨・落雷・高温等)の影響により、当初の計画通りに水泳学習が進められず、時間割の変更や調整が必要になっている状況が年々増えてきています。

## 5 水泳学習における安全管理に関する教員の業務

### (1)現状

自校で水泳学習を実施するにあたり、水泳学習期間前・水泳学習期間中・水泳学習期間終了後に係る教員の主な安全管理業務は下表の通りです。

【水泳学習における安全管理に関する教員の業務一覧】

	水泳学習期間前	水泳学習期間中 ※期間中は継続して行う	水泳学習期間終了後
業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質管理</li> <li>・事前清掃</li> <li>・備品準備、備品管理</li> <li>・濾過器運転講習実施</li> <li>・環境整備</li> <li>→ マット、ホース 鳥よけテグス 等の設置</li> <li>・異物混入の有無確認</li> <li>・水辺の事故発生時における救命救急講習受講</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質管理</li> <li>・備品準備、備品管理</li> <li>・薬剤の投入</li> <li>・異物混入の有無確認</li> <li>・濾過器稼働</li> <li>・野鳥の侵入防止</li> <li>・複数教員による監視体制等の指導体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全点検</li> <li>・異物混入の有無確認</li> </ul>

### (2)課題

上表の通り、水泳学習における安全管理に関する教員の業務は多岐にわたります。そのような中で、他市町村で学校水泳施設への注水前後の確認不足による水の流出事故が発生しているように、多岐にわたる業務量によって人為的なミスを誘発するリスクもあります。

水泳学習は生命に繋がる重大な事故に直結しやすい学習です。全国的に見ると、水泳学習中の死亡事故が平成24年から平成28年の5年間で4件(※)発生しています。

学校では、心肺蘇生法研修等、安全に学習を進める上で必要な研修を実施しています。安全な監視体制を整えるために校内では時間割を変更するなどし、体制づくりを工夫して進めていますが、小規模の学校においては、人員を配置することが困難な状況となっています。

※出典：「学校における水泳事故防止必携（独立行政法人日本スポーツ振興センター）」

### 第3 本市の水泳学習にかかる基本的な考え方

校外の水泳施設を使用した水泳学習については、先行実施した生徒・教職員から肯定的な意見が数多くありました。

自校で実施する場合は、外部に委託する場合と比較して、維持管理費用が多くかかるだけでなく、教員の負担が大きいなどの課題があります。また、地球温暖化の影響で気候が変動し、時間割の変更と教育課程への影響も大きくなりつつあることが分かりました。

以上のことを踏まえ、本市の中学校における水泳学習にかかる基本的な考え方は以下の通りとします。

#### 1 目的

本市の水泳学習は、義務教育9年間を一体として捉え、それぞれの発達段階に応じて水泳の運動の特性を味わう学習を通して、水泳に関する知識及び技能等の資質・能力の育成を目指すとともに、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを送るための基盤を培うことを目的とします。

#### 2 基本的な考え方と方針、方向性

##### < 基本的な考え方 >

すべての生徒が、**安心・安全な環境の中で、個別最適に学び、水泳に親しむ**

##### 方針1：「安心・安全な環境」で水泳学習に取り組めるようにします。

【方向性】適切に管理された環境を利用し、専門的なスキルを有する（※）指導者による水泳学習を実施します。

※基礎水泳指導員資格や普通救命講習修了証等を有している

##### <方策>

自校の水泳施設を維持管理するために係る費用及び教職員の業務を鑑み、本市では、水泳学習は管理された外部施設を使用することとします。その指導は、基礎水泳指導員資格や普通救命講習修了証等を有している指導者が行うものとし、原則、施設の利用と併せて外部に委託するものとします。

※詳細は、「第4 具体の方策」を参照

##### 方針2：一人一人の「生涯を通じて水泳に親しむ資質・能力」を育みます。

【方向性】「生涯を通じて水泳に親しむ資質・能力」を育むため、一人一人の特性や習熟度に合わせた環境の中で、泳力を向上し、水難事故防止のための資質・能力を育成します。

##### <方策>

教育課程内外を含めた多様な水泳プログラムを用意し、主体的に学ぶことができる環境も整備します。

水難事故防止のための知識（着衣状態での浮遊方法、救助方法、周囲への協力等）と技能、思考力・判断力を育成するために着衣泳を実施します。

※詳細は、「第4 具体の方策」を参照

## 第4 具体の方策

### 1 各方針・方向性を受けた方策

<方針1：「安心・安全な環境」で水泳学習に取り組めるようにします。>

【方向性】適切に管理された環境を利用し、専門的なスキルを有する（※）指導者による水泳学習を実施します。  
※基礎水泳指導員資格や普通救命講習修了証等を有している

◆方策1◆ 近隣の適切に管理された水泳施設（※）を利用することを原則とします

→ 学校のプール施設は改築・全面改修は行わないこととし、移動時間や受け入れ可能な許容量（人数・時間）、費用等を考慮した上で、近隣の適切に管理されたプール施設で実施することとします。

※「適切に管理された水泳施設」とは、「プールの安全標準指針（平成19年3月 文部科学省、国土交通省）」に基づき、適切な管理体制を有し、施設基準を満たしている施設を指す。

◆方策2◆ 専門的なスキルを有する指導者による指導を受けられる体制を構築します

→ 指導は、基礎水泳指導員資格や普通救命講習修了証等を有している指導者が行うものとし、原則、施設の利用と併せて外部に委託するものとします。教職員が指導者を代替する場合は、普通救命講習を受講する研修体制を整備する等します。

委託先と生徒の健康状態や個別の配慮事項など逐次共有し、共同で安全管理にあたります。

◆方策3◆ 学校から利用施設への移動について生徒の安全に配慮した体制を整えます

→ すべての生徒が安全に移動できるように、利用施設・移動方法を検討します。

<方針2：一人一人の「生涯を通じて水泳に親しむ資質・能力」を育みます。>

【方向性】「生涯を通じて水泳に親しむ資質・能力」を育むため、一人一人の特性や習熟度に合わせた環境の中で、泳力を向上し、水難事故防止のための資質・能力を育成します。

◆方策1◆ 個に応じた多様な水泳プログラムを用意し、主体的に学ぶことができる環境を整備します

→ 教育課程内外を含め、個々の特性や習熟度を踏まえ、より個別最適なプログラムを用意します。

◆方策2◆ 「水難事故の防止に必要な知識や技能等」を身につけるために着衣泳を実施します

→ 水難事故防止のための知識と技能、思考力・判断力を身につけることができるよう着衣泳を教育課程に位置づけ実施します。

## 第5 本ガイドラインの運用

久喜市立中学校及び義務教育学校（後期課程）においては、本ガイドラインに基づき、教育指導計画を策定するものとします。

市内小学校における水泳学習については、中学校と比較すると改築や全面改修の緊急性は低く、外部委託可能な水泳施設の規模等を考慮し、当面は、原則として自校の水泳施設を使用し、教員が指導する体制を継続することとします。ただし、鷲宮西小中学校（前期課程）においては、水泳施設を新たに設置せず、近隣の適切に管理されたプール施設で実施することとします。

なお、施設状況の急変等、個別の事由がある場合には、柔軟に協議の場を設け、持続可能な水泳学習体制を構築することとします。

本ガイドラインは、運用の過程で得られる各校の取組の成果、社会情勢や環境の変化、物価の変動等を踏まえ、適宜内容の更新・見直しを図るものとします。

## 第6 参考文献・参考資料

- 1 [小学校 学習指導要領](#)
- 2 [小学校 学習指導要領解説「体育編」](#)
- 3 [中学校 学習指導要領](#)
- 4 [中学校 学習指導要領解説「保健体育編」](#)
- 5 [学校体育実技指導資料第4集「水泳指導の手引（三訂版）」](#) ※掲載HP
- 6 [プールの安全標準指針](#)
- 7 [学校と教師の業務の3分類](#)
- 8 [学校における水泳事故防止必携（独立行政法人日本スポーツ振興センター）](#)